

長野県パートナーシップ届出制度に対応する 市町村の行政サービス等について

県民文化部人権・男女共同参画課

- 令和5年5月16日に開催した「第5回 県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会」において、長野県パートナーシップ届出制度への対応について、以下のとおり取りまとめました。

1 長野県パートナーシップ届出制度に対応して市町村が共通して提供に向けて取り組む行政サービス等を次のとおりとし、各市町村において速やかに提供するよう努める。

- ① 市町村営住宅への入居申込み
- ② パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み
- ③ 公立病院における対応
- ④ 罹災証明の代理申請
- ⑤ 保育所・学童保育所への送迎
- ⑥ 救急搬送証明等の代理申請
- ⑦ 職員の福利厚生等（宿舎、休暇・給与、互助給付等）

（各行政サービス等の詳細は別紙のとおり）

※ 県は、制度施行（令和5年8月1日）以降、定期的に市町村の提供状況を把握し、取りまとめて公表する。

2 県と市町村は長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等を提供するに当たり、住民、事業者及び職員が同制度や性の多様性への理解を深めるための周知、啓発等に取り組む。

また、県は市町村の周知、啓発等の取組を支援する。

- 上記について、令和5年5月25日に開催した「第25回 県と市町村との協議の場」において報告し、確認しました。

(別 紙)

長野県パートナーシップ届出制度に対応して
市町村が共通して提供する行政サービス等

① 市町村営住宅への入居申込み

市町村営住宅への入居について、届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことを認める。

② パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み

当事者が希望する場合に、親権者と共にパートナーの氏名も申込者として記載して、子どもの保育施設へ入所を申し込むことを認める。(入所申込者を親権者たる保護者1名としている場合は取扱いの変更は不要)

③ 公立病院における対応

届出受領証を患者の関係者であるか疑義がある場合の証明手段とし、パートナーによる緊急の治療への同意等を認める。

④ 罹災証明の代理申請

罹災証明の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状(代理人選任届)の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。

⑤ 保育所・学童保育所への送迎

保育所・学童保育所への送迎において、夫婦・家族同様にパートナーによる送迎を受け入れる。

⑥ 救急搬送証明等の代理申請

救急搬送証明(救急出場証明)の代理申請及び消防が発行する罹災証明(被災証明)の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状(代理人選任届)の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。

⑦ 職員の福利厚生等

職員宿舎への入居、職員の休暇・給与(例:結婚休暇、忌引、介護休暇、扶養手当、単身赴任手当)、職員に対する互助給付(例:結婚祝金、出産等祝金、入学・卒業祝金、銀婚祝金、死亡弔慰金)等の全部又は一部について、パートナー間に係る取扱いを認める。